

地方税法等の一部改正に伴う市税条例の改正の概要
(令和3年3月31日条例第60号)

地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)が令和3年3月31日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、同日から施行が必要な部分について京都市市税条例の改正を行いました。

改正の概要は以下のとおりです。

(改正内容)

1 固定資産税及び都市計画税

土地に係る負担調整措置の延長(令和3年度～令和5年度)

固定資産税及び都市計画税については、3年に一度評価替えにより価格の見直しを行うが、その際、地価の急激な変動に連動して税負担が急激に変動することを抑えるため、「負担調整措置」が講じられてきた。この負担調整措置を、令和3年度から令和5年度までの間においても、継続することとする。その上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じる。(附則第8条の4、第9条、第9条の2、第10条、第12条、第12条の2、第13条、第14条、第14条の2、第15条、第16条の2関係)

(1) 商業地等^{※1}に係る負担調整措置

負担水準 ^{※2}	課税標準額 ^{※3}
70%超	当該年度の価格の70%(※現行の負担水準の上限を維持)
60%以上 70%以下	前年度分の課税標準額に据置き
60%未満	前年度分の課税標準額+(当該年度の価格×5%) ※ ただし、当該額が価格の60%を超える場合 ⇒ 60%相当額 価格の20%に満たない場合 ⇒ 20%相当額

※1 「商業地等」とは、農地以外の土地で、住宅用地以外の宅地等をいう。

※2 「負担水準」とは、前年度課税標準額の当該年度の特例措置適用後の価格に対する割合をいい、個々の土地の課税標準額が、価格に対してどの程度まで達しているかを示す基準である。負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって、負担水準のばらつきの幅を狭めていく調整措置が採られている。

※3 「課税標準額」とは、税額計算の基礎となる金額をいい、課税標準額に税率を掛けて税額を算出する。固定資産税の場合は、原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となる。

(2) 住宅用地及び市街化区域農地※¹に係る負担調整措置

課税標準額	
前年度分の課税標準額＋（本則課税標準額※ ² ×５％）	
※ たゞし、当該額が本則課税標準額を超える場合 ⇒ 本則課税標準額	
本則課税標準額の２０％に満たない場合 ⇒ ２０％相当額	

※1 農地は市街化区域農地と一般農地に区分される。

「市街化区域農地」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域に所在する一定の農地をいい、状況が類似する宅地の価格に比準する価格で評価される。

※2 本則課税標準額＝当該土地に係る当該年度の価格×特例率

特例率	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	1 / 6	1 / 3
一般住宅用地	1 / 3	2 / 3
市街化区域農地	1 / 3	2 / 3

(3) 一般農地※に係る負担調整措置

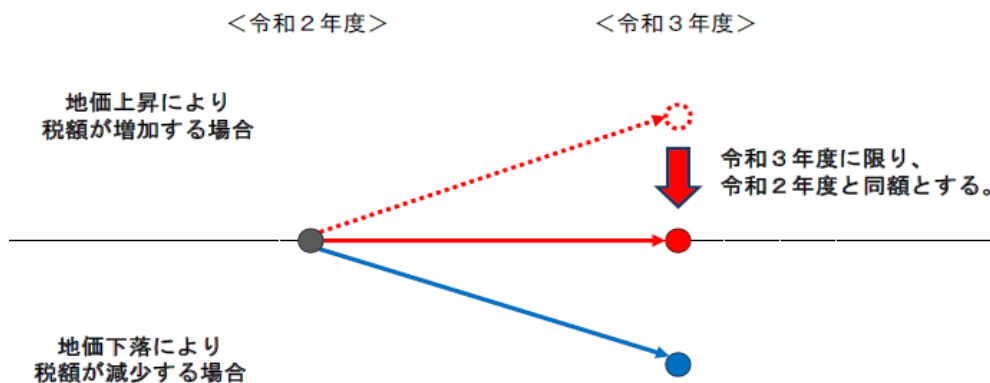
負担水準	課税標準額
90%以上	前年度分の課税標準額×1.025
80%以上90%未満	前年度分の課税標準額×1.05
70%以上80%未満	前年度分の課税標準額×1.075
70%未満	前年度分の課税標準額×1.1

※ 「一般農地」とは、農地のうち宅地等介在農地、市街化区域農地及び勧告遊休農地を除いたものをいう。

(4) 固定資産税等に係る令和３年度における特別な措置

令和３年度に限り、負担調整措置等により税額が上昇する土地について、令和２年度の税額に据え置く。

＜参考＞税額の動き



※ 商業地等，住宅用地，農地などすべての土地について適用。

2 軽自動車税

(1) 環境性能割の税率区分の見直し

軽減対象車の割合を現行と同水準としつつ、新たな令和12年度（2030年度）燃費基準の下で税率区分を見直す。（第69条の3関係）

<参考>改正の概要

○ 自家用乗用車

改正前（令和元，2年度）			改正後（令和3，4年度）		
電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車		非課税	電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車		非課税
ガソリン車・ ハイブリッド車	令和2年度 (2020年度) 基準 +10%達成		ガソリン車・ ハイブリッド車	<u>令和12年度 (2030年度) 基準 75%達成</u>	
	令和2年度 (2020年度) 基準達成	1%		<u>令和12年度 (2030年度) 基準 60%達成</u>	1%
上記以外		2%	上記以外 <u>又は令和2年度(2020年度) 基準未達成車</u>		2%

注 改正前・改正後のいずれも，上記に加え，一定の排ガス性能を要求。

※ 営業用乗用車についても，自家用乗用車に準じて税率区分の見直しを行う。

※ トラックについても，それぞれの燃費基準に応じた税率区分の見直しを行う。

(2) 環境性能割の臨時的軽減の延長

環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について，適用期限を9箇月延長し，令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。（附則第16条の4の6関係）

<参考>臨時的軽減措置の内容

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1%	非課税
2%	1%

(3) その他

その他必要な規定の整備を行う。

3 施行期日

令和3年4月1日

(参照)

改正前の京都市市税条例（抄）

附 則

（平成 2 9 年度以降の勧告遊休農地の価格の特例）

第 8 条の 3 （略）

第 8 条の 4 賦課期日に所在する勧告遊休農地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、附則第 1 0 条及び第 1 5 条の規定は、適用しない。

（宅地等に対して課する平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 9 条 宅地等（法附則第 1 7 条第 2 号に規定する宅地等をいう。以下同じ。）に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、法附則第 1 8 条に規定するところによる。

第 9 条の 2 地方税法等の一部を改正する法律(平成 3 0 年法律第 3 号)附則第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第 1 8 条の 3（法附則第 2 1 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（農地に対して課する平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第 1 0 条 農地（法附則第 1 7 条第 1 号に規定する農地をいう。以下同じ。）に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、法附則第 1 9 条第 1 項に規定する農地調整固定資産税額を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第 1 2 条 市街化区域農地に係る平成 6 年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成 5 年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、附則第 1 0 条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成 5 年度適用市街化区域農地(法附則第 1 9 条の 3 第 4 項に規定する平成 5 年度適用市街化区域農地をいう。以下同じ。)以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

年	度	率
平 成 6 年 度		0. 2
平 成 7 年 度		0. 4
平 成 8 年 度		0. 6
平 成 9 年 度		0. 8

（以下略）

第 1 2 条の 2 市街化区域農地に係る平成 3 0 年度から令和 2 年度までの各年度分の固定資産税の額は、法附則第 1 9 条の 4 に規定するところによる。

（免税点の適用に関する特例）

第 1 3 条 附則第 9 条、第 1 0 条若しくは前条の規定の適用を受ける土地又は附則第 1 2 条の規定の適用を受ける市街化区域農地（前条の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。以下この条において同じ。）に係る各年度分の固定資産税に限り、第 4 6 条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第 9 条の規定の適用を受ける宅地等、附則第 1 0 条の規定の適用を受ける農地又は前条の規定の適用を受ける市街化区域農地については法附則第 1 8 条、第

19条第1項又は第19条の4に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第12条の規定の適用を受ける市街化区域農地については同条第1項に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第14条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第25条に規定するところによる。

第14条の2 地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)附則第22条第1項の規定により、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3(法附則第27条の4の2第2項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第15条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、農地調整都市計画税額(法附則第26条第1項に規定する農地調整都市計画税額をいう。以下同じ。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

第16条 (略)

第16条の2 市街化区域農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、法附則第27条の2に規定するところによる。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第16条の4の6 (前略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第69条の3第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

（特別土地保有税の課税の特例）

第17条の2の2 (略)

第17条の3 附則第9条の規定の適用がある宅地等(第44条、第44条の2又は附則第7条の規定の適用があるものを除く。)に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第136条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る法附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。